

## EP プラクティスにおける Auxiliary Request(s) の有用性

2013年02月18日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

EP 特許出願が早期に且つ効率的に特許付与されるように、1回の応答において、複数の Requests (a new set of claims (**main request**) 及び alternative versions of claims (**auxiliary requests**)) を EPO にファイルすることが可能です。

Request(s)が利用できる場合は特に限定されておらず、たとえば、記載不備、新規性、進歩性等を克服するために補正する場合、発明の主題を追加するために補正する場合、クレーム発明から一部の特徴を削除するために補正する場合（このような場合、通常、審査官は新規性および進歩性については審査しないので、Request(s)をファイルすることが有効）、クレーム発明に対する審査官の誤解を解くために反論する場合、及び法的問題を処理する場合等々に利用されています。

auxiliary request(s)は、main request が本件 EP 特許出願を許可可能状態にすることができなかった場合に予備的（補助的）な役割を果たすものです。各 request には、反論のみを含めることが可能です。なお、審査官は、最初に main request を審査し、これが許可可能状態にない場合に auxiliary request(s)を上位から下位へ順に許可可能状態にある auxiliary request が見つかるまで審査していきます。

上記の Requests は、たとえば、ヨーロッパ拡張サーチレポート、Examination Report、Oral Proceeding、Opposition Proceeding、Appeal Proceeding (Grounds of Appeal or reply や Oral Proceeding) 等の各手続における応答の際にも EPO にファイルすることが可能です。

### 【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.